

# アマルティア・センの経済学と倫理学

——厚生経済学の新構想——

鈴木興太郎・後藤玲子

【新】厚生経済学とアローの社会的選択論を継承する現代経済学は、経済システムや経済政策の成果を評価する際に、その帰結から得られる効用のみに注目する立場に依拠している。センはこの伝統を脱却して、いくつかの理論的革新を遂行した。第1に、社会的選択の問題を抽象化して個別問題に含まれる内容的差異を見失いがちな正統派の枠組みを批判して、制度・政策の望ましさを判断する公共的判断の問題と、人々の利害対立を解消するための制度設計の問題を識別して、それぞれの文脈に適合的な理論を構成した。第2に、個人的選好の多層性を明示的に考慮して、個人の事実的選好と倫理的選好を識別する枠組みを構成した。第3に、帰結の効用に専ら依拠する枠組みを超克して、帰結の背後にある選択の機会や、選択手続きの内在的価値を積極的に評価する規範的経済学の端緒を開いた。本稿はセンによるこれらの革新の意味と意義を解説・吟味したものである。

## 1. 社会的選択の理論を巡るアロー、 ロールズ、セン

ケネス・アローが創始した社会的選択の理論は、非常に抽象的で一般的な分析的枠組みを用いている。彼の分析は、個人的選好順序を集計して社会的選好順序を形成するルールの形式的構造に関心を寄せて、選好の対象・性質・根拠などは殆ど問題としていない。アローがこの抽象的な枠組みを採用したひとつの理由は、政治的な決定ルール(投票メカニズム)と経済的な決定ルール(市場メカニズム)を統一的に理解する理論を構成するという彼の意図にあった。この関心からすれば、投票メカニズムと市場メカニズムは、人々の個人的評価に依拠して社会的評価を形成するという構造を共有するルールの特殊ケースに他ならず、その他の面でこれらのメカニズムがもつ著しい差異は、完全に捨象されることになる。

これに対して、ジョン・ロールズの正義の理論は、基本的な市民的・政治的自由、社会的機会、経済財、自尊の社会的基盤など、彼が社会的基盤財と命名した【善】の分配方法に関する正義の基本原則とその導出手続きを分析対象としている。彼は、無知のヴェールが象徴する公正

な手続き的制約のもとで、基本的自由の平等な分配を優先原理として、社会的機会の平等な保障と経済財の公正な格差の分配を定める正義の基本原則が、人々の合理的で公正な判断に基づいて導出されるという理論構成を行ったのである。

正義の基本原則の導出手続きに関するロールズの理論は、個人的選好判断に依拠して社会的選択を分析する点ではアローの理論と軌を一にしている。だが、ロールズの理論は社会的選択の対象を正義の基本原則の選択に限定している点で、アローの抽象的・普遍的な枠組みとは明瞭に異なっている。また、選択対象の限定に伴って、個人的選好判断の定義域も正義原理の選択肢のクラスに限定されている。人々が表明できる選好判断のクラスも、個別的利害に対する私的な関心に基づく選好判断を排除して、普遍的・規範的な性質をもつ選好判断のみを許容するように限定されている。

アロー理論とロールズ理論を参照標準とするとき、アマルティア・センの規範理論の特徴はどの点に認められるだろうか。

第1に、センはアロー理論を継承しつつも、彼の分析が非常に抽象的であって、社会的選択肢に関しても選好の性質に関しても内容的な識

別がなされていない点を、批判的に指摘している。アローの公理主義的アプローチは、広範な適用可能性という長所の楯の反面として、全く異なる問題を同一の抽象的枠組みに収納するプロセスで個別的な問題が含む豊かな内容的差異を捨象してしまう危険性を秘めているのである。この批判に自ら応えて、セン[Sen(1977a)]は社会的選好集計ルール of 望ましさを判断する政治的・公共的な判断の問題と、個人間の様々な利害対立と当事者の双方に有利な協力の可能性が共存する資源配分の在り方を巡る利害調整メカニズムの問題を識別した。これに対応して、センは前者の問題に対しては個人間で比較不可能な序数的選好を情報の基礎とするアロー理論の枠組みを基本的に継承するが、後者の問題に対しては個人間で比較可能な拡張された選好順序を情報の基礎とする代替的理論を構成した。このように、センは社会的選択の問題を基本的な論脈に応じて識別して、論脈適合的に構造化された複眼的分析の枠組みを構想したのである。

第2に、センは社会的選択の情報の基礎となる個人的選好は決して一元的な概念ではない点を指摘して、人々がもつ多層的な選好構造を適切に反映する理論を構成すべきことを主張した。人々が事實的・經驗的にもつ選好と、彼らが反省的・規範的に再構成する倫理的選好を識別することは、センが指摘する選好の識別問題のわかりやすい一例である。

第3に、センはロールズのように理論の射程を特定の主題に限定して、その枠内で体系的な理論を構築することに課題を限定するスタンスを採らない。また、ロールズとは異なってセンは、様々なタイプの権利の内容や重みを規定する基本原理を構想することには懐疑的である。彼はさらに、正義の基本原理を導出するための公正な条件を設定することによって、選択される原理それ自身のクラスを限定するロールズの構成主義的方法も疑問視する。

このように、センは異なる問題の特徴を反映する複数の社会的選択ルールの在り方を全体として考察する点で、またそれらのルールの特徴を相互に比較して位置付ける包括的な理論の構

成を志向する点で、アローとロールズとは異なるスタンスをとっている。本稿の目的は、このようなセンの批判的パースペクティブを跡付けて、社会的選択の理論の革新を試みた彼の厚生経済学の新構想を明らかにすることである。

## 2. 序数主義・集計主義を超えて ——個人の多様性——

手始めに単純な分配問題の例を検討したい。2人の個人に財を分配する3つの代替的な方法A, B, Cが、それぞれ以下のような個人的評価を得ている状況を考えよう：

A : (100, 1)    B : (51, 49)    C : (50, 50)

ただし、括弧内の第1の数字は個人1の評価、第2の数字は個人2の評価を表わしている。どの個人も彼がより高く評価する分配方法を選好するものとすれば、個人1はAをBよりも、そしてBをCよりも選好するが、個人2はCをBよりも、そしてBをAよりも選好する。この状況において、我々はA, B, Cのいずれの方法を社会的に選択すべきだろうか。この問題に対する解答は、選好(効用)の可測性と個人間比較可能性に関する仮定に基づいて、各々の方法が人々の境遇にもたらす利得と損失を比較する方法に依存せざるを得ない。

コンドルセやボルダの投票理論をモデルとしてアローが創始した社会的選択の理論では、個人的評価は序数的で個人間比較可能性をもっていない。そのため、A, B, Cのいずれを社会的に選択すべきかという点で2人の個人が真っ向から対立すること以上には、個人的評価に関する上掲の評価プロファイルは社会的選択を行う基礎としてなんの情報ももたらさないのである。事実、コンドルセの単純多数決ルールにせよボルダの得点集計ルールにせよ、A, B, Cという選択肢を全て社会的に無差別だと判定する他はないのである。

これに対して、ジェレミー・ベンサムによって創始され、フランシス・イシドロ・エッジワースやアーサー・ピグーによって社会的厚生判

断の基本原則とされた功利主義の場合には、代替的な分配方法に関する個人的評価は基数的で個人間比較可能な快樂・欲求・幸福の測度(効用)と同一視される。この情報的基礎に立脚する功利主義は、全個人の効用の総和を社会的選択の基準に採用して、個人的な利得と損失の社会的トレード・オフ関係を考慮に取り入れる方法を開発したのである。上掲の例の場合には、分配方法 A がもたらす総効用は分配方法 B, C がもたらす総効用を凌駕するために、{A, B, C} という選択肢の集合からの社会的選択は一意的に A に決定されることになる。

センが一貫して持続しているひとつの問題意識は、個人の多様性に関する認識と個人間比較の視点である。資源配分ルール設計など、経済政策を立案する際には、社会内の人々の主張を形式的に等しく扱うのみならず、彼らの主張の内容的な相違にまで踏み込んで、その相違をなんらかの方法で社会的評価に反映させる必要がある。このような関心を強くもっていた点で、センは厚生経済学の誕生に寄与した功利主義の歴史的な意義を高く評価している：「異なる社会状態のもとで人々が得る利得と損失を比較する功利主義の視点は、決して無視されるべきものではない。それは、社会状態の評価に関してコンドルセやボルダが直接関心をもたなかった個人間比較の視点である。……個人間比較を全く排除する序数的な効用概念に依拠する厚生経済学の出現によって、効用計算の情報的基礎はコンドルセやボルダの投票理論と同程度のものに限定されてしまった。いかなる個人間比較も行わず、異なる人々の効用序列のみを用いて社会的選択を行おうとすれば、投票によって社会的選択を行う場合と分析的には類似したアプローチを採用することになる他はないからである [Sen(1999, p. 352)].」

ただし、人々の境遇に生じる便益と損失の個人間比較の視点が、効用の社会的総和の最大化(功利主義的な目標関数)に対する人々の寄与の程度に還元されてしまった点に、センは功利主義の限界を認めている。ひとたび人々の主張の内容的相違に着目すれば、この差異を経済政策

に反映させる方法は、効用の社会的総和に対する寄与度の比較に限られるわけではない。この方法以外にも、例えば B から A への変化によって個人 2 が被る損失は、B から C への変化によって個人 1 が被る損失よりも社会的な重要性が大きいという主旨の比較を行う様々な方法があるからである。

### 3. 厚生主義を超えて——価値の多元性——

功利主義に対するセンの批判は、効用の社会的総和に専ら注目するその集計的アプローチに対してのみ向けられているわけではない。「功利主義は、その中心的な定式化においては帰結に基づいて行為を選択すること、とりわけ厚生観点から帰結を評価することを推奨する [Sen and Williams (1982, p. 4)].」功利主義に対するセンの第 2 の批判は、この意味において功利主義が依拠している厚生主義それ自体に対して向けられている。

厚生主義とは、道徳理論の情報的基礎に個人の厚生(快樂・欲求・幸福)のみを据えて、全ての【善】の重要性をそれに対する欲求の強さ、あるいはそれが生み出す快樂や幸福によって基礎付ける立場である。自由や権利や機会がもつ価値でさえ、厚生を高める手段として役立つ限りにおいて評価されるに過ぎないのである。功利主義が厚生主義に立脚していることは確かだが、質的に異なる種類の価値を厚生という単一の価値に還元するのみならず、全ての個人の厚生を同質的な数量に還元して単純な加算への道を開くことによって、功利主義の集計的アプローチがはじめて成立したのである。

功利主義の厚生主義的基礎に対するセンの批判は、価値の多元性に対する配慮を欠く功利主義の鈍感さに向けられている。功利主義は、我々が経験的・無反省的に感じる快樂・欲求・幸福と、我々が理性的に追求すべき価値を混同している。道徳理論の基礎をなかに求めるべきかは我々が自ら判断すべき問題であり、我々は事実的な快樂・欲求・幸福以外の価値を理性的に追求すべき十分な理由をもつ以上、厚生以外の価値を最初から道徳理論の基礎から排除すべ

きではない。例えば、権利は厚生の実現手段としての道具的価値のみならず、それ自身の内在的価値に即しても評価されるべき十分な理由をもっている。

この観点から興味深いのはロールズの功利主義批判である。彼の批判は主として各個人の目的や価値の自律性を尊重する観点から、功利主義の集計主義的アプローチに向けられている。だが彼は「満足の最大残高を計算する際に、(功利主義は)各々の欲求の対象がいかなるものであるかを間接的な方法以外では問題としようとはしない。……もし人々が相互に差別し合うことや、自己の自尊を高める手段として他人の自由を削減することに快楽を覚えるとすれば、これらの欲求の充足を——他の欲求充足の場合と同様に——その強度ないしそれに類するものに依拠して熟慮して、比較・秤量しなければならない」として、経験的価値と理性的に追求すべき価値を区別できない厚生主義的アプローチに通底する性質を鋭く批判しているのである。

ロールズの功利主義批判の先駆的な意義を高く評価しつつも、センは彼の批判の論法に対しては異議を唱えている。ロールズは自由の価値は他のなにものにも還元できないことを先行原理として、「他人の自由の剝奪から得られる快楽それ自体が不正なのだ」という結論を導出しているが、センは「そのような種類の快楽は不正なのだ」としなくとも、「そのような種類の快楽は社会的には考慮されるべきではない」とするだけで、あるいは「そのような種類の快楽は他の源泉から得られる快楽とは同格性をもたない」とするだけで、厚生主義を退けるためには十分であると主張するのである。

#### 4. 整序的な目標＝権利システム

功利主義に対するセンの批判は、さらに遡って帰結主義にも向けられる。帰結主義とは、行為・ルール・制度などの選択を、専らその帰結の望ましさを観点から基礎付ける立場を指している。効用のみを情報的基礎とする厚生主義はその代表例だが、経済成長あるいは社会の安定など帰結に関する社会的な目標を掲げて、その

目標への貢献をもって経済政策の是非を判断する立場も帰結主義に依拠する典型的な考え方である。帰結主義においては、精神の自由、身体の自由など基本的自由に対する権利や、生命および堅実な生活に対する権利などは、それ自身の内在的価値に即してではなく、他の社会的目標に対する有効性に即して手段的に評価されることになる。

帰結主義に対しては、自由尊重主義あるいは自由至上主義と呼ばれる立場の人々から強い批判が提起されている。例えば、センが提起したリベラル・パラドックスに対してロバート・ノージックが『アナーキー・国家・ユートピア』において提唱した解決方法は、個人の自由尊重主義的な権利の行使によって社会状態を優先的に制約して、しかる後にまだ選択の余地が残されている限りにおいて、社会的な目標の達成のために社会的選択を実行する考え方だった。センはこの解決方法を「制約に基礎を据えた義務論」と呼んでいるが、これはまさにいかなる社会的な目標にも優る権利の優先性を主張するものだった。

センもまた、個人の権利は内在的な価値をもつこと、他の価値には還元され得ない固有の優位性をもつことを理由として、帰結主義を批判している。だがセンは、帰結主義を批判することは、権利に対する人々の関心やその権利がもたらす帰結を完全に考慮の外におくことを意味するものではないことにも注意を喚起する。彼によれば、「帰結主義か否か」という議論は「帰結感応的か否か」という議論と混同されるべきではない。実質的な内容を備えた道徳理論は非帰結主義的であると同時に帰結感応的でもあることが可能だからである。帰結状態は唯一の重要事ではないとしても、やはり重要事であることには変わりない。生死、飢餓、栄養不良、快楽・苦痛は道徳的重要性をもたないと主張するのは不適切である。権利に対する人々の関心や権利がもたらす帰結は、そもそもなにを人々の権利として賦与すべきかという権利の初期設定に際して無視しえないのみならず、競合する可能性をもつ権利相互間で様々な権利の優先性に

いかに相対的な重みを与えるべきか、あるいは権利以外の価値に対する優先性をどの程度まで与えるべきかを定める際にも、重要な情報的基础となる。

このような背景のもとに、センは様々な権利の実現をも社会的目標のひとつとして組み込む整序的な目標＝権利システムを構想している。それは、国民所得の上昇、社会厚生 of 改善、経済成長の維持など、権利が権利以外の様々な価値に及ぼす効果や影響のみならず、異なる種類の権利が相互にもたらす効果や影響も考慮して、各々の権利の活動領域を確定する多元的・整合的な価値体系を意味している。それはまた、人々の関心や社会的文脈に応じて各々の社会的価値の重み付けや優先性を変化させつつ、それらを首尾一貫した体系として眺めることを可能にする一般的な枠組みである。この枠組みは、道徳判断に関する目的論(帰結主義) versus 義務論、あるいは目標基底性 versus 権利基底性という二項対立的な分析視角を乗り越える意図をもっている。整序的な目標＝権利システムでは、様々な権利を他の社会的価値に先立つ優先的な価値としたうえで、全ての価値の重みを整序化するような価値の整序化システムが構想されているからである。様々な権利にいかなる優先性を与えるべきか、各々の権利の優先性にいかなる重みを付与すべきかという問題は、各々の権利がもつ内在的価値や、他の価値にもたらす効果や影響を考慮した倫理的作業によって決定されることになる。

##### 5. 個人の選好と権利の私的交換

社会を構成する人々の多様な関心に基づく社会的価値の整序化システムとして、最初に自然に考えられるのは価値の擬似市場的な交換システムである。センはリベラル・パラドックスの解決方法を巡る議論のなかで、権利の私的交換の構想を以下のように批判的に論じている。

他の権利との関係あるいは権利以外の社会的価値との関係で自由尊重主義的権利にいかなる重みを与えるかについて、置かれた歴史的・社会的状況、抱いている【善】の観念、目的・人生

計画などに応じて、人々は異なる評価・選好をもつ可能性がある。権利の私的交換という発想は、人々のこのような相違に着目して当事者間で最も効率的な結果を達成させる制度を、疑似市場的な交換システムに求める考え方である。この考え方は、リベラル・パラドックスに対するひとつの解決方法として、ジェームス・ブキャナンやブライアン・バリーなどによって、実際に推奨されたものである。だが、一見した正当性をもつこの解法に対して、センは強い批判を提起している。彼はその批判の根拠として、ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』から次の一節を引用している：

己れを奴隷として売る場合には、彼は己の自由を棄てるのである。彼はその一回の行為以外には、将来永久に己の自由を活用することができなくなるのである。それ故に、自分自身を拘束されずに処理することを正当化しようという当初の目的を、彼は自ら放棄しているのである。彼はもはや自由ではない。彼は、自発的な意志をもってその境遇に留まっているのだという仮定がもはや成り立たなくなる境遇に、自らを追い込むことになる。自由の原理は、彼が自由でなくなる自由をもつべきだ、と要求することはできない。自由を譲渡することが許される状態は、自由であるとはいえないのである [Mill(1859; 邦訳 p. 333)].

ミルの主張は奴隷制のような永続的な権利の放棄を念頭においたものだから、適用範囲、時期ともに限定的な権利の交換全体にミルの議論を敷衍することは恐らく不適切である。だがそれでもなお次の問いが真剣に検討されなければならない：自由尊重主義的な権利の私的交換という契約に対して、公的執行力を与えることは果たして正当化されるだろうか。

問題の本質は次の点にある。契約に公的執行力を与えるということは、権利交換を特定の個人間の特殊な私的関係で終わらせるのではなく、同様の状況下にある全ての個人に対して普遍的

に適用される公的ルールとして普遍化することを意味している。だが、例えば良心の自由、身体の自由に関して、あるいは投票の自由、政治的自由に関して、個人間の権利交換を公的ルールとする普遍妥当性をもつ理由が存在するだろうか。ある特定の条件のもとで、ある種の自由の行使に関する権利の私的交換が可能であるにせよ、その理由は当事者間の利益の増進ではなく、そのような形で特定の権利の行使範囲に関する具体的内容を規定することが普遍的な妥当性を持ち、公的ルールとして普遍化することが正当化可能であるからでなければならない。

さらにまた、たとえ特定の個人間で相互の了承のもとになされた私的交換であったにせよ、権利が交換されたという事実は情報としての外部性をもっている。それは特定の個人間の私的関係を越えて、自由尊重主義的権利の不可侵性を少しずつではあれ確実に脅かしていく危険がある。この危険がある限り、私的交換に公的執行力を与えないという消極的な対処に留まらず、私的交換を公的に禁止するという積極的な対処が必要となるのではあるまいか。

このような考察は、私的な自由に対して絶対的な優先性を与えるのではなく、公的な観点から本人の事実的選好に基づく権利の私的交換を予め禁止すること、すなわち当事者たちの効用がともに改善されることが明白である場合でも、自由尊重主義的権利の私的交換を公的に禁止する理由が存在することを示唆している。この意味において、センは次のように主張している：「真の問題は、私的自由の絶対的な優先性ではなく、所得などの私的便益と比較した場合の自由の重要性に関する次のような認識である。……権利の政治的意義は、権利の私的効用をはるかに凌いでいる。それは権利の保有によって保有者自身が増進できる私的便益を遙かに越えている。この点において、政治的権利は私的便益の他の源泉とは対称性をもたない。そしてこのような非対称性は、政治的権利を確保することに対して手続き的な優先性を賦与するであろう[Sen(1994)].」

## 6. 権利の社会的選択——事実的選好と倫理的な社会的選択ルール——

権利の社会的選択に関するセンの構想を理解するために、個人的選好に関する彼の議論にまず着目してみたい。彼は権利の評価に際して個人の多様な関心を参照すべきことを主張したのだが、この主張には3つの側面がある。

第1の側面は、権利の保障という社会的目標の達成にあたって、個人の多元的な目的・価値に基づく私的関心は、環境や技術と並んで社会的目標の制約条件として考慮されなければならないという側面である。第2の側面は、権利の帰結を評価する際には多様な個人的境遇への効果が捕捉されなければならないが、その場合には自己の境遇に関する本人自身の慎慮の評価が参照されるべきだという側面である。第3の側面は、権利の特定化と重み付けに際しては、各々の主題に応じて本人が社会的にカウントされるに相応しいと判断する選好を基礎に据えて社会的判断を形成すべきだという側面である。第1の側面では個人の事実的選好が、第2の側面では慎慮的選好が、そして第3の側面では自己の事実的選好を相対化する反省的選好が、それぞれ主要な役割を演じることになる。

個人の選好の多様性に注目した経済学者は、もちろんセンが最初であるわけではない。一例として、ジョン・ハルサニー[Harsanyi (1955; 1977)]は個人の主観的選好と倫理的選好を区別した。主観的選好とは、個人的利益を基盤とするものであれそれ以外のものを基盤とするものであれ人々が実際に表明する事実的選好である。これに対して倫理的選好とは、非人格的・社会的な考慮のみを基盤として、人々が表明する選好である。ハルサニーは、倫理的選好は主観的選好に関する期待効用を最大化する選好であることをいくつかの合理性の公理のもとに論証して、これを功利主義原理の正当化であると考へた。ハルサニーのこの議論には2つの問題点が交錯した形で含まれていることを、センは鋭く指摘している。

第1に、ハルサニーの倫理的選好の特徴が、

確実な事象に対する人々の主観的選好を、等確率で他人の位置を占めるという想像上の境遇の交換を媒介項として不確実な事象にまで拡張した事象的選好だという点にあるとすれば、人々は想像上の境遇の交換に際して、全ての仮説的状况に等確率を賦与して事象的選好を形成する必然性はないという点が問題になる。第2に、ハルサニーの倫理的選好の特徴が、不偏的衡平性という普遍化可能な規範的基準を満足する点にあるとすれば、人々は社会的選択との関連で不偏的衡平性を規範的基準として受容するとは限らないという点が問題になる。不確実性下の合理的行動という観点と不偏的衡平性という規範的観点を結合して功利主義の正当化を試みたハルサニーの議論は、個人の事象的選好を真剣に取り扱うことにも規範的判断を真剣に取り扱うことにも失敗しているといわざるを得ないのである。

だが、社会的選択ルールの論脈で問題を考察するならば、事象的選好と倫理的選好の概念に対して、ハルサニーとは異なる特徴付けを行うことが可能である。センによれば、個人的価値は2つの側面において重要性をもっている。第1の側面は、個人的選好に影響を与える側面である。第2の側面は、社会的選択ルールの選択に影響を与える側面である。それぞれの側面に反映される評価は互いに矛盾しあい、いずれの評価も基礎的ではあり得ない。自らの個人的な選好に固執するひとは、自分の個人的選好を社会的選好として採択しない社会的選択システムを変更しようと試みるかもしれない。あるいは逆に、既存の社会的選択ルールを所与として、自己の個人的選好が公共政策の基礎としてカウントされることを敢えて拒絶するひとがいるかもしれない。したがって、他人の選好や集合的選択手続きに関する自己の評価をもとに、彼自身が公共政策の基礎となることを望むような選好と、彼が実際にもっている選好とを区別する必要があることになる[Sen(1970a, p. 66)].

このような問題意識から、センは以下の提案を行っている。あるひとが、自己の道徳的評価に従ってあり得べき社会的選択ルール(個人的

選好プロファイルの集計手続き)を選ぶことを要請されたものとせよ。この状況で彼が選ぶ社会的選択ルールは、彼の倫理的な社会的選択ルールと呼ばれるに相応しい。さらに、社会を構成する人々の選好プロファイルが与えられるとき、彼の倫理的な社会的選択ルールによって導出される社会的選好は、彼の倫理的選好と呼ばれるに相応しい。ハルサニーが定義した倫理的選好は、社会を構成する人々の事象的選好を等確率で集計するという特定の倫理的な社会的選択ルールに対応するものであって、倫理的な社会的選択ルールに関する一般的な定義の特殊例であるに過ぎないのである。

## 7. 価値の整序化システムとその決定手続き

社会的選択ルールに対する倫理的選好と個人の事象的選好を区別する一応の枠組みが、これでひとまず整理された。両者の相違点は、リベラル・パラドックスに対してセン＝鈴木が提唱した解決方法[Sen(1976); Suzumura(1978; 1983, Chapter 7)]に登場したリベラルな個人という概念を用いて説明することができる。リベラルな個人とは、人々の自己決定権を尊重する社会的選択ルールを望ましいと判断して、自らの事象的選好が人々の自己決定権と衝突する場合には、そのような事象的選好を社会的選択ルールがカウントすることを自発的に辞退する個人である。このように、優先的に考慮されるべき倫理的基準が明示化される点で、センの倫理的な社会的選択ルールはハルサニーの倫理的選好とある共通性をもっている。だが、センの固有の関心は特定の倫理的基準を前提して特定の規範理論を構成することではなく、人々は事象的選好の他になんらかの倫理的基準に特徴付けられた判断を形成し得ること、そして後者の倫理的判断は私的関心に基づいて形成される事象的選好と一般に両立不可能であることを、一般的な枠組みを構成して示すことにある。人々は、考えられる様々なタイプの選好を、決定すべき公共政策の基礎として適切な判断であるか否かという観点から批判的・内省的に吟味して、最も相応しい判断を形成していくと考えられてい

るのである。

これがセンの構想する社会的決定手続きの基本的枠組みであるが、彼の議論の要旨は以下のように再整理することができる。宗教的教義や政治的権威に価値の特定化や重み付けを委ねるのではなく、あくまで社会を構成する人々の判断の基礎のうえに社会的選択を行おうとすれば、また個人間の権利の私的交換や権利放棄を無批判的に追認するのではなく、普遍妥当性をもったルールを設計しようとするれば、人々の私的関心にに基づく事實的選好そのものではなく、公共的討議や内省を経て形成される人々の倫理的判断こそが社会的決定のベースに据えられる必要がある。そのような倫理的判断は、主題に即して要請されるなんらかの規範的基準と整合的であることが明示的に要請される点に、その特徴をもっている。このような一般的枠組みは、ロールズやハルサニーの理論を包含するのみならず、規範的な経済学の社会的厚生関数アプローチをも包含することができる。

だが、人々はそもそも倫理的な選好判断を形成し得る存在なのだろうか。倫理的選好は、経済学で通常想定されている選好とはいかなる連続性と断絶性をもっているのだろうか。最後にこの問題に関するセンの議論を概観することにしたい。

## 8. 自己利益最大化の仮定を超えて ——行為の動機の重層性——

経済学で通常想定される選好は、自己の帰結状態に関する主観的選好である。人々は自己の帰結状態から得られる私的利益の最大化を目標として、合理的に行動するものと想定されているのである。伝統的な経済学のこの想定にセンが放った批判の矢こそ、有名な合理的な愚か者批判だった。センによれば、

伝統的な理論はあまりにも僅かな構造しかもっていない。そこでは人間は単一の選好順序をもつと想定され、必要が生じたときにはその選好順序が彼の利害関心を反映し、彼の厚生を表現し、なにをなすべきかにつ

いての彼の考え方を要約的に示し、彼の実際の選択と行動さえも描写すると考えられている。たったひとつの選好順序だけをもって、果たしてこれだけの力業ができるのだろうか。確かに、このようにして人間は、その選択行動において矛盾を顕示しないという限定された意味で合理的と呼ばれる資格を得るかもしれない。だが、もしあるひとが全く異なる諸概念の区別ができないのであれば、そのひとはいささか愚か者であるに違いない。純粋な経済人は事実社会的には愚か者に近い。従来の経済理論は、単一で万能の選好順序の後光を背負った合理的な愚か者に占領され続けてきたのである。人間の行動に関する他の異なった諸概念が働く余地を創り出すためには、我々はもっと洗練された理論構造を必要としているのである[Sen(1977c; 1982, p. 99)].

合理的な愚か者のパラダイムに替えてセンが着目するのは、人々の存在や意識を規定する相互依存的な関係であり、そのような関係を自己の評価システムの中に包含するような個人である。経済学では、他者に対する当為的関心は外部性的一种と見なされて、理論モデルの機能障害をもたらす夾雑物として消極的な取扱いを受けることが多かった。これに対してセンは、同感とコミットメントという2つの重要概念を駆使して、当為的関心を積極的に捉えようとするのである。

同感とは、他者の苦境への関心が直接自らの厚生に影響を及ぼすケースに対応する概念であって、苦境に喘ぐ他者との想像上の境遇の交換によって他者の痛苦を——程度の差異はあっても——経験して、救助の手を差し伸べる行動の動機となる感情である。この動機に根差した行為は、他者の窮状を緩和するのみならず、救助の手を差し伸べるひと自らの厚生をも高める点にその特徴をもっている。これに対してコミットメントは、自らに対してはより低い厚生しかもたらさない可能性を熟知しつつも、引くに引かれぬ義務感からある行為を選択することと定義



されている。例えば、労働争議に際して先頭に立って闘争すれば、争議それ自体には勝利しても自らは不利な処遇を受ける可能性があることを承知の上で敢えて真っ先にピケラインを突破する行為は、具体的な他者に対する同感ではなく、なんらかの道徳原理に対するコミットメントに根差す行為である。

同感とは異なって、コミットメントは不正義の感覚あるいは責務の感覚に裏付けられている。それは自己利益に焦点を合せた帰結的な観点を越えて、行為の規範そのものに着目する。それはまた、ときには自己犠牲を伴う行為だが、他律的な強制や制度に制約された行為とは異なって、あくまでその背後に道徳律を追求する主体的な自己の合理的意志が存在する。このように、コミットメントは規範的かつ個人的な選択である点に特徴をもっている。センによれば、

相互に有利な交換に際しては、人々の行為の動機は慈愛的ではなく、自己利益的、慎慮的であると理解される。他方、分配の公平性やルールへの遵守などの問題に際しては、人々の行為の動機はより広く、例えば人間性・寛容性・公共的精神(アダム・スミス)あるいは道徳的能力(ロールズ)に関連するものであると理解される。人間の行為はこのように様々な価値によって幅広く支えられている。この事実を否定することは、民主主義的思想からの離反あるいは合理性の概念の狭隘化をもたらすであろう。我々が自己の利益や便益のみならず、義務や理想をも考慮することができるのは、理性の力に負うところが大きなのである[Sen(1999, p. 272)]。

センが構想する新たな厚生経済学は、人々の理性的な評価・判断を情報的基礎として人間生活の改良の道具(アーサー・ピグー)を鍛え直すことに、まさにその焦点を結んでいるのである。

## 9. おわりに

資源配分方法の選択に際しては、意思決定の

主体者あるいはルールの設計者の主張を形式的に平等に処遇するのではなく、選択される資源配分によって様々な影響を被る人々の非対称的な利害にこそ、社会的選択の情報的基礎として注意を傾注する必要がある。そのためには、個人間で比較不可能な序数的選好を情報的基礎とする伝統的な【新】厚生経済学やアローが創始した社会的選択の理論の序数主義的な束縛を逃れて、資源配分がもたらす非対称的な影響を個人間で比較・秤量できる情報的基礎に立脚して、新たな厚生経済学を構想する必要がある。ペンサムに発端する功利主義は、もともとこのような問題意識をもつ社会哲学であった。だが、厚生(効用)という一元的な指標によって人々の境遇を捉えて、社会的に集計された効用の総和をもって社会状態の優劣を比較するという狭隘な視野をもっていたために、功利主義は効用以外の価値——自由や権利——の重要性を見失って、多くの批判に曝されることになった。

この問題状況を直視して、センは相互に還元できない(同格性をもたない)個人の多様性と、厚生・自由・権利など様々な価値の多元性を尊重しつつ、新たな厚生経済学の建設方法の模索を開始した。センによる以下の言明は、彼が自ら担った任務の困難な性格を雄弁に物語っている：

異なる権利はそれぞれ異なる道徳的価値をもっている。それらの価値が結合されるとしても——そして道徳的重要性の観点から尺度化されるとしても——、それらの価値の集計はある本質的に多元的なアプローチによって行われるであろう。……たとえ異なるタイプの権利間のトレードオフが許容されるとしても、異なる人々の権利、異なるタイプの権利が、ひとつの均質的な集計量に集約されるわけではないのである[Sen and Williams (1982, p. 19)]。

このような価値多元的アプローチには、操作的な難点がつきまとうことは否定すべくもない。功利主義のように、ある均質的な数量(=効用)

を最大化する目的論的な道徳理論であれば、論理的な整合性と完備性を兼ね備えた判断を提供することは非常に容易である。だが、論理的な緻密性を同程度に備えた判断の生成を価値多元的な道徳理論に期待することは、控えめにいっても困難である。価値多元的な道徳理論には最大化の目標となる均質的な数量は存在しないのだから、いくつかの異質的で相互に還元不可能な【善】のみならず、帰結主義にさえコミットせずに選択の機会や選択の手続きの価値にも配慮する多元主義的な道徳理論に対しては、論理的な緻密性の要求水準を自ずから低めざるを得ないのである。

価値の多元性に加えて、センの厚生経済学の新構想は個人の選好構造の多層性にも注目している。社会的決定手続きの考察にあたって、センは個人の事実に主観的選好と倫理的選好を概念的に区別して、この区別の中に合意形成の可能性を展望した。センの目的は、伝統的経済学で支配的な人間像——合理的愚か者——を超越して現実の人間像の多層性に迫ること、多様な価値や目的をもって多様な境遇におかれた個人の個性的な姿をできる限り豊かに記述して、厚生経済学がその生活の改良の道具を提供すべき人間の実像に迫ることにあつたのである。

(一橋大学経済研究所／  
国立社会保障・人口問題研究所)

## 参 考 文 献

- 後藤玲子(1996)「ロールズ正義論における多元的民主主義の構想——センの2つの『自由』概念との比較分析——」『一橋論叢』第115巻第6号, pp. 86-102.
- 鈴木興太郎(2000)「厚生主義的帰結主義・選択の内在的価値・手続きの衡平性」岡田 章・神谷和也・黒田昌裕・伴 金美(編)『現代経済学の潮流』, 東洋経済新報社, pp. 3-42.
- Arrow, K. J. (1951) *Social Choice and Individual Values*, New York: Wiley; 2nd ed., 1963(長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977年).
- Arrow, K. J., Sen, A. K. and K. Suzumura, (eds.), (1996/1997) *Social Choice Re-examined*, London: Macmillan, 2 vols.
- Gaertner, W. and P. K. Pattanaik (1988) "An Inter-view with Amartya Sen," *Social Choice and Welfare*, Vol. 5, No. 1, pp. 69-79.
- Harsanyi, J. C. (1955) "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Utility," *Journal of Political Economy*, Vol. 63, No. 4, pp. 309-321.
- Harsanyi, J. C. (1977) *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*, New York: Cambridge University Press.
- Mill, J. S. (1859) *On Liberty*, reprinted in M. Warnock, (ed.), *Utilitarianism*, London: Fontana, 1973(早坂 忠訳『自由論』[関 嘉彦責任編集『ベンサム, J. S. ミル』(世界の名著38)], 中央公論社, 1967年).
- Pigou, A. C. (1920) *The Economics of Welfare*, London: Macmillan. Fourth ed., 1952(永田 清・気賀健三訳『厚生経済学』全4冊, 東洋経済新報社, 1973-1975年).
- Rawls, J. (1958) "Justice as Fairness," *Philosophical Review*, Vol. 67, No. 2, pp. 164-194.
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.(矢島 鈞次監訳『正義論』, 紀伊國屋書店, 1979年).
- Sen, A. K. (1970a) *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day. Republished, Amsterdam: North-Holland, 1979(志田基与師監訳『集合的選択と社会的厚生』, 勁草書房, 2000年).
- Sen, A. K. (1970b) "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol. 78, No. 1, pp. 152-157.
- Sen, A. K. (1976) "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, N. S., Vol. 43, No. 171, pp. 217-245.
- Sen, A. K. (1977a) "Social Choice Theory: A Re-Examination," *Econometrica*, Vol. 45, No. 1, pp. 53-89.
- Sen, A. K. (1977b) "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis," *Econometrica*, Vol. 45, No. 7, pp. 1539-1572.
- Sen, A. K. (1977c) "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 6, No. 4, pp. 317-344.
- Sen, A. K. (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford: Basil Blackwell(大庭健・川本隆史抄訳『合理的な愚か者——経済学=倫理学的探求——』, 勁草書房, 1989年).
- Sen, A. K. (1983) "Liberty and Social Choice," *Journal of Philosophy*, Vol. 80, No. 1, pp. 5-28.
- Sen, A. K. (1994) "Freedom and Needs," *The New Republic*, January 10 & 17, pp. 31-38.
- Sen, A. K. (1995) "Rationality and Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 85, No. 1, pp. 1-24.
- Sen, A. K. (1999) "The Possibility of Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 89, No.

- 3, pp. 349-378.
- Sen, A. K. and B. Williams, eds. (1982) *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, A. (1959) *The Theory of Moral Sentiments*. London: printed for A. Millar, in the Strand, and A. Kincaid and J. Bell, in Edinburgh. Reprinted 1969: New Rochelle, N.Y.: Arlington House (水田洋訳『道徳感情論』, 筑摩書房, 1973年).
- Suzumura, K. (1978) "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol. 45, No. 2, pp. 329-42. "A Correction," *Review of Economic Studies*, Vol. 46, No. 4, p. 743.
- Suzumura, K. (1983) *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press.
- Suzumura, K. (1996) "Welfare, Rights, and Social Choice Procedure: A Perspective," *Analyse & Kritik*, Vol. 18, No. 1, pp. 20-37.
- Suzumura, K. (1999) "Consequences, Opportunities, and Procedures," *Social Choice and Welfare*, Vol. 16, No. 1, pp. 17-40.
- Suzumura, K. (2000) "Welfare Economics Beyond Welfarist-Consequentialism," *Japanese Economic Review*, Vol. 51, No. 1, pp. 1-32.